

# 会議公開報告書

平成23年1月11日

(あて先) 情報公開推進室長

(所管課長等) まちづくり課長

下記のとおり、会議が公開されたので、市原市附属機関等の会議の公開に関する要領第7の1の規定により本報告書を送付します。

## 記

会議の名称	第75回市原市都市計画審議会		
議題	(1)建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「太陽建設株式会社」の敷地の位置について		
会議開催日	平成22年11月15日	次回開催予定	未定
傍聴者の定員	10名	傍聴者数	4名
公開の区分	公開 ・ <del>一部公開</del>		

※ 一部公開とした場合は次の欄にも記入してください。

市原市情報公開条例施行規則 第14条第1項各号の別	具体的な理由
ア 第1号	
イ 第2号 (条例第7条各号)	
(1) 法令秘情報 (2) 個人に関する情報 (3) 法人等に関する情報 (4) 公共の安全等に関する情報 (5) 審議、検討又は協議に関する情報 (6) 事務又は事業に関する情報	
ウ 第3号	

- 1 該当する理由ア～ウを○で囲んでください。
- 2 イを○で囲んだ場合には、該当する不開示情報(1)～(6)を○で囲んでください。

(問合先) 所管課等：まちづくり課

電話：0436-23-9838

## 会議経過

**議長** それでは、議事に入らせていただきます。  
はじめに、議事録署名人を指名いたします。議事録署名人に、郡委員と高梨委員を指名します。  
議事に入る前に、ただ今、審議会の傍聴を希望する方が待機しております。当審議会の公開要領第2条の規定に基づき、傍聴人の入室を認めます。

(傍聴人入室)

傍聴人をお願いします。お手元の傍聴人の遵守事項を守り、係員の指示に従ってください。これに違反した場合は、退席いただくことがありますので、ご承知おき願います。

### 第1号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「太陽建設株式会社」の敷地の位置について

**議長** それでは、審議に入ります。  
はじめに、第1号議案「建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「太陽建設株式会社」の敷地の位置について」を議題といたします。

説明員より議案の説明をお願いします。

**説明員** 第1号議案について、ご説明申し上げます。

最初のページは付議書表紙となっております。

案件書の1ページ目をご覧ください。

「処理施設の敷地の位置」についてご説明いたします。

本議案は、太陽建設株式会社が、市原市八幡海岸通に設置する「一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設」の敷地の位置に係るものでございます。

申請地は、市原市八幡海岸通1969-65、1969-7、敷地面積は、17,035.35㎡で、当該敷地は工業専用地域に指定されております。

申請者は、平成18年から申請地において、産業廃棄物である「がれき類」の破碎処理を、廃棄物処理法及び建築基準法第51条の許可を取得したうえで行ってまいりました。今回新たに、事業所等から主に建築物の解体工事に伴い排出される建設系廃棄物や、病院・医院などから排出される医療系廃棄物の焼却を行う処理施設を追加設置すると共に、隣接する土地を含め敷地の拡張をいたします。

本計画により、焼却施設の処理能力が、「産業廃棄物」については、1日当たり1tを超える廃プラスチックを処理する施設であること、「一般廃棄物」については、1時間あたり200kg以上または火格子面積が2㎡以上となること、及び、処理施設の敷地拡張を行うことから「敷地の位置」について、建築基準法第51条ただし書の規定により許可が必要となるもので、本都市計画審議会へ諮問をさせていただきました。

内容につきましては、添付図面により、ご説明いたします。

案件書3ページまたはスクリーンをご覧ください。

はじめに「位置図」により敷地の位置について、ご説明いたします。

計画地は、JR内房線八幡宿駅から西へ約1.0kmの工業専用地域内に位置しており、近くに決定された都市計画施設はございません。

案件書4ページまたはスクリーンをご覧ください。

次に「計画図」により搬出入車両について、ご説明いたします。

計画地の車両出入口は敷地北西側に1か所設けており、焼却施設にかかわる搬入車輛は4tトラック、保冷車、及びタンクローリー車を使用し、搬出車輛は8<sup>m</sup>コンテナ車を使用いたします。

主要な経路につきましては、国道16号、国道297号から県道市原埠頭線・市道3055号線などを經由して搬出入を行います。

一日当たりの搬出入車両は、既存の破碎施設の車両を含め最大212台と想定しており、これまでより最大で往復32台程度増加することとなりますが、交通量に対する影響は軽微なものであるため、搬出入車両による交通上の問題は発生しないと判断しております。

案件書5ページまたはスクリーンをご覧ください。

次に「付近建築物用途現況図」により近隣への事前説明について、ご説明いたします。

計画地から100m及び、200mの範囲を青線を表示しております。近隣100mの範囲には、工業施設及び商業施設の建築物が存在いたします。また、200m以内には、工業施設や商業施設の他に共同住宅1棟、及び、専門学校1棟がございます。

なお、計画敷地の周囲100m以内の土地所有者、200m以内の居住者、及び、200m内外の地元町会に対しまして、事業の計画について複数回の説明会を実施しております。

さらに、事業者は自主的に、共同住宅の管理組合、200m以内の地元町会と『環境保全協定書』を締結しております。

案件書6ページまたはスクリーンをご覧ください。

次に「現況配置図」により現在の施設概要について、ご説明いたします。

申請者は、平成18年から「産業廃棄物」である「がれき類」の破碎を、行っております。

処理能力におきましては、1日あたり最大880tでございます。

敷地の範囲は、赤枠で囲んだ範囲で敷地面積は13,131.51<sup>m</sup>、建築物は、事務所棟1棟であり、建築面積は、139.9<sup>m</sup>でございます。

敷地内外の緑化状況をスクリーンにてご覧ください。

周辺は、高木で覆われております。市道3055号線の前には、鋼板塀があります。

案件書7ページまたはスクリーンをご覧ください。

次に「計画配置図」により今回申請の敷地範囲・処理能力及び、車両動線等についてご説明いたします。

まず、外側の赤い枠の範囲が今回の申請敷地で、敷地面積は、17,035.35<sup>m</sup>で現状より3,903.84<sup>m</sup>増加します。

この増加する部分につきましては、破碎施設により製品化された再生路盤材の保管場所として拡張する計画でございます。

敷地内の建築物は、赤枠で囲われた既設の事務所棟及び、今回新たに建築する焼却棟、焼却棟付属建屋2棟、保管庫棟、合計5棟で構成され、建築面積の合計は、既設の事務所棟を含め1,104.86<sup>m</sup>です。

今回の許可対象となる焼却処理施設は、1日あたりの最大処理能力が43.2tであり、既設破碎機の北側に設置する計画でございます。

車両動線について簡単に説明させていただきます。

焼却施設の搬入車両につきましては、図に示します赤の一点鎖線のとおり、出入口より構内に入り、トラックスケールにて計量した後、焼却炉棟及び保管庫へ搬入いたします。

搬出車両につきましては、図に示します緑の一点鎖線のとおり、焼却灰・ばいじんコンテナや焼却灰・ばいじん保管庫より荷積みし、トラックスケールにて計量した後、タイヤ洗淨を経て搬出いたします。

破碎施設の搬入車両につきましては、図に示しますピンクの一点鎖線のとおり、出入口より構内に入り、トラックスケールにて計量した後、廃コンクリート置場へ搬入します。その後は、破碎処理を行い再生路盤材として製品化し、保管場所等へ保管します。

搬出車両につきましては、図に示しました青の一点鎖線のとおり、製品を積み込み、トラックスケールにて計量した後、タイヤ洗淨を経て搬出されます。

なお、焼却施設及び破碎施設の相互の車両動線は、極力重複しないよう計画しております。

案件書 8 ページまたはスクリーンをご覧ください。

次に処理フロー図より今回計画している焼却処理品目及び処理の流れをご説明いたします。

フロー図の左端に焼却処理品目、及び、それぞれの 1 日あたりの最大処理能力を示してございますのでご覧ください。

つぎに、廃棄物の処理の流れについて説明いたします。

「一般廃棄物と産業廃棄物である感染性廃棄物」につきましては、感染性保冷庫から搬入装置により焼却炉付近まで荷揚げされ、最終的には人力にて焼却炉に投入されます。

「廃プラスチック、ガラスくず及び陶磁器くず、紙くずなど」につきましては、廃棄物ピットから供給クレーンを使用し焼却炉に投入されます。

「廃酸、廃アルカリ、廃油、特管廃油など」につきましては、それぞれの保管タンクから噴霧ノズルにより直接焼却炉内に噴霧され焼却されます。

「ドラム缶にて搬入された汚泥、廃油、動物性残さ」につきましては、ドラム缶ストックヤードからドラム缶投入装置を使用し、焼却炉に投入されます。

つぎに、焼却炉より排出される廃ガスについての流れを説明します。

廃ガスは、焼却炉から予冷器、熱交換器、減温塔、バグフィルター、誘引ファンを通り煙突より大気に排出されます。焼却の過程で生じた焼却灰やばいじんは、それぞれ湿潤状態を保ち、専用コンテナに集積したうえで、管理型最終処分場に埋め立て処分する計画でございます。

なお、稼働時間につきましては、既存施設であるがれき類の破碎施設は、午前 8 時から午後 5 時であり、原則、日曜日の作業は行いません。

今回新たに計画しております焼却処理施設につきましては、24 時間稼働となります。年間最大 330 日稼働を予定しております。

搬出搬入車両につきましては、両施設とも平日の午前 8 時から午後 5 時とします。

環境対策及び今までの手続き状況についてご説明いたします。

大気質においては、焼却炉の燃焼温度を 800℃以上に制御しバグフィルター等で塩化水素、硫酸化合物及びダイオキシン類を除去する計画でございます。

騒音対策として、騒音源周囲に防音壁を設けるとともに、騒音源からの減衰効果を考

慮し、建物配置を決定しております。

悪臭の漏洩防止対策として、焼却棟内を常に負圧に保ちながら、焼却棟内の空気を焼却炉に供給する計画としています。

また、風塵を防止するため、計画地の周囲の一部に、高さ約5.0mの防塵ネットを設置いたします。

つぎに関係法令の手続き状況について、説明いたします。参考までに案件書2ページ「今回計画施設の許可」をご覧ください。

「廃棄物処理法」に基づく、産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設の設置許可を、平成21年9月16日付で県知事に申請しております。

今回敷地を拡張するにあたり、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく、事前協議免除申出書を平成22年6月21日付で県知事に提出し、平成22年8月16日付で、事前協議の免除通知を受けております。

この手続きのなかで、環境に対する影響について、生活環境影響調査を実施し、千葉県環境部局から、大気質・騒音・臭気等の項目に対して、それぞれ満足し、周辺への環境対策も適切に行う計画としていることを確認いたしました。

市では、これらを受け、平成22年8月26日に建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可申請を受理しております。

生活環境影響調査のなかで廃棄物処理法に基づく項目として選定されました大気質、騒音、臭気の検討がなされております。

申請地は、工業専用地域であり、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、悪臭防止法の適用を受け、それぞれ規制基準が設けられておりますので、その内容を参考までにご説明いたします。

まず、大気質についてですが、スクリーンをご覧ください。煙突から排出される対象物質は、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類の五項目となっております。規制値はスクリーンに示すとおりでございます。これらに対する維持管理値は規制基準を満足するものとなっております。

次に騒音についてですが、スクリーンをご覧ください。当該地域においては、表に示しました通り、朝夕、昼間、夜間の規制値が定められております。影響について予測を算定しておりますが、今回防音壁を設置するなどの対策を講じた結果、予測される最大値は、規制基準を満足するものとなっております。

最後に臭気についてですが、スクリーンをご覧ください。対象施設では、煙突排煙ガスから悪臭及び施設からの悪臭の漏洩が考えられるため、その影響について生活環境影響調査により予測を行っております。

この調査によりますと悪臭防止法に規定する特定悪臭物質22項目については、敷地境界線における規制基準を満足する結果となっております。

このことから、廃棄物処理法による生活環境影響調査項目の規制基準を満足する施設として、千葉県環境部局の確認がなされております。

以上のことから、敷地の位置の適格性、施設計画の妥当性、搬出入計画の妥当性、及び環境対策を総合的に判断しますと本施設の位置について、都市計画上支障がないものとして、建築基準法第51条ただし書きの規定により、市原市都市計画審議会及び千葉県都市計画審議会の議を求めまして、許可をしてまいりたいと考えております。

- よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長** ただいまの説明に対し、各委員の質疑をお願いします。
- 委員** 環境基準に対応しているとのこと、平面図で表されているが、煙突の高さ等、どういった施設なのか（具体的なことが）よく分かりません。
- 説明員** 煙突は、45m程度です。焼却棟は3階建て20m程度です。  
保管庫棟の建物は、高さが11.42mです。  
既存建屋の、ドラム缶保管庫の高さが5.13m、その奥のばいじん用コンテナ室が7.33mあります。
- 委員** 燃焼室というのは、どこにあるのでしょうか。
- 説明員** （配置図を示しながら）この部分になります。
- 委員** もう一点は、先ほど365日24時間稼働しているとお聞きしましたが、こういった施設は耐用年数が何年になるのか、メンテナンスをどのように考えているのか、分かる範囲で教えてください。
- 説明員** 炉については、（耐用年数は）5、6年と伺っております。中の耐火レンガをその都度取り換えていく予定です。  
炉内部は、2、3年おきに維持管理のための部分改修を行っていきます。
- 委員** そうしますと、いずれにしても2、3年ないし、5、6年で施設を一度休ませて新規に改修するということですね。  
その際にも、今までの環境基準と全く同じになるということによろしいですね。  
大体分かりました。
- 委員** 交通上の問題について質問させていただきます。  
先ほど、搬出入は、午前8時から午後5時でトラックの台数が増え、国道297号と16号を使うと説明されていたと思いますが、朝夕は今でも混雑していると思いますが、8時前後、16時過ぎからなど通勤の方等への影響はどうなのでしょう。
- 説明員** 事業者につきましては、現在の破碎施設で稼働しておりますが、通勤の時間帯を避けて搬入、搬出をさせているということでございます。
- 委員** もっと具体的に、（避けているのは）何時から何時まで分かりませんか。
- 説明員** そこまでは把握しておりません。  
現在180台くらいで、往復で32台追加になりますので、そんなに多くはありません。聞いた限りでは、混雑にならないと認識しております。
- 委員** 現地を確認に行き、お話も伺ってきました。  
工業専用地域にはあるものの、200mの範囲内にマンションもありますし、住宅地がかなり近いところに立地されています。  
先ほどのお話では、住民説明会を開いたり、環境保全協定を結んだりしたということでしたが、周辺住民に対し、どのような説明をし、どのような意見が出たのかお聞かせ願います。  
もう一つは、環境保全協定書の内容がどのようなものだったのか、主なもので構いませんのでお聞かせ願います。住民に対する影響というところで、健康等の視点から願います。
- 説明員** 環境保全協定でございますが、主にデータの開示や立ち入りの自由化などが入っています。

事故等の措置におきましては、太陽建設において事故対応マニュアルを作成し、事業所に備え、事故のないように努めるとのことです。

被害補償等につきましては、焼却処理業務に起因する公害により住民の身体や財産に被害を及ぼした時には、誠意をもって補償するということが含まれています。

苦情の対応につきましては、焼却処理業務について、住民の皆様からの苦情があった時は、誠意をもってこれに対応することとあります。

説明内容については、この場よりももう少し詳しい内容が説明されたと聞いています。意見としては、環境面で大丈夫かどうか、といったものが多かったと聞いています。

騒音、臭気等は大丈夫かどうか、焼却物が安全かどうか、作業時間はどのくらいであるか、等の質問が出されています。

排ガス測定は、定期的に行ってもらえるのかどうか等の質問が出されました。

**委員** これまでは、がれきの産廃（処理）が主であったものが、今回12品目になり品目が増加し、その中に廃プラスチックや医療系廃棄物も入るとのことですが、心配なのは、今、野田市や大阪の寝屋川市、杉並区などで、廃プラスチックによる揮発性有機化合物（VOC）の影響で周辺住民に健康被害が出ていることを聞いております。

特に、野田市においては、市民ネットワークにおいても市議や県議が関わっております。その対応をどのように考えておられるのか確認させていただきたい。

**説明員** それにつきましては、私どもも少し勉強させていただきました。

野田市の物件につきましては、焼却もあります。廃プラスチックの破砕、圧縮を行っております。

特に廃プラスチック類の破砕、圧縮については、VOCの発生があるということで、最近話題になっております。

今回の場合は、焼却がメインでございますので、こちらについては、支障がないと考えております。

**委員** もう一度確認をしたいのですが、野田市では、廃プラスチックからVOCが出た原因として、保管庫に廃プラスチックを積み上げたことによる摩擦が原因であるとのことでしたが、今のご説明では、そういった危険性はないということでしょうか。

**説明員** 確かに廃プラスチック類の摩擦でもVOCが発生するという話は聞いていますが、この場合は、そのまま廃棄ピットに、すぐ展開して投入してしまうことを聞いておりますので、保管することは通常ないということです。

保管庫はありますが、それは、炉が止まった時に一時的に入れるためのもので、通常は直接炉に入れますということを伺っておりますので、支障がないと考えております。

**委員** 生活環境影響調査の中に、VOCの項目は含まれていますか。

というのも、VOCについては、法の中で無規制の状態にあり、先ほどのダイオキシン等は法の規制がありますが、こちらは調査もなされないし、実際に被害があっても野田市では操業を停止させるような規制ができないなど、大変厳しい状況であると聞いています。

一つは調査の中に（項目が）盛り込まれているのか、もう一つは、住民と結んだ環境保全協定にもVOC関連のことが盛り込まれていると考えて良いのか、お聞きしたい。

**説明員** まず、VOCにつきましては、生活環境影響調査の項目にはなっておりません。

それについては、いろいろな学説もあると伺っておりますが、今のところ、千葉県で

は生活環境影響調査の項目にはなっておりません。

ただし、今回環境保全協定を結んでおりますので、先ほど申しあげました被害が出た場合の補償等、十分対応していただけてもらえるものと考えております。

**委員** 生活環境影響調査の項目になっていないとのことですが、自治体として、住民の環境や健康に影響がないということを証明する責任があると思います。

被害が出てからでは遅すぎます。定期的に検査をするなどの責任等について伺いたいと思います。

**説明員** 今回につきましては、廃プラスチック類の破砕、圧縮がメインではないので、定期的な検査を予定しておりませんが、今後、事業者に対し、適正維持管理を十分やっていただけ様、私どもからも指導してまいりたいと思います。

**議長** 他に意見はございませんでしょうか。

**委員** 確認でございますが、案件書の1ページに「本許可にあたりましては、市原市都市計画審議会及び千葉県都市計画審議会の議を求めることとされております」とありますが、法第51条のただし書では、「(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」となっておりますが、市原市都市計画審議会の議を経て、県の都市計画審議会にもかける必要があるのかどうか。

かける必要があるのだとすれば、今後の予定はどのようになっていますか。

**説明員** 焼却処分施設の中で、感染性廃棄物が一般廃棄物になりますので、この部分に関しましては市の都市計画審議会の中で、産業廃棄物に関しては県の都市計画審議会にかけることとなっております。

今後の予定ですが、本審議会の後、2月1日に県の都市計画審議会が予定されています。

**委員** 一般廃棄物の内容についても、県の都市計画審議会にかけるということになるのでしょうか。

**説明員** (一般廃棄物と産業廃棄物を)一緒に焼却することになりますので、そうなります。

**委員** 現状を見ますと、トラックの駐車場が10台あると思います。

施設が新しくなると、奥に6台、中間に4台で、やはり10台の駐車場になると思います。

規模の拡大をする中で、トラック駐車場の数が変わっていませんが、トラックが待機する場合等について問題は出てこないのでしょうか。

位置も(敷地の)奥に変わっています。

**説明員** トラック台数、従業員の自家用車、営業車両等について、事業者を確認したところ、支障がないと伺っています。

**委員** こういった産廃施設であると、どうしても同じ時間帯にトラック等が入ってくると思います。

そうすると、先ほど、道路事情等の質問もあったと思いますが、道路をふさいで(ト



ラックが) 待機しているという状況になると思います。

そういったことを十分注意していただけるということでもよろしいでしょうか。

委員

この審議会で了解されれば、(案件書の) 1 ページから2 ページにかけて記載してある要件が支障なく了解されるということになるのだと思います。

2 ページの「生活環境影響調査を実施のうえ、大気質・騒音・振動・悪臭の防止対策が講じられており、環境基準を遵守する計画としています。」という表現ですが、環境基準というのは、例えば工業地帯や住居地域での大気質等の値を抑えるものであり、先ほど言われていたのは、排出基準であります。

環境基準というのは、その地域の環境を値以下で抑えるものであり、その基準を守るように行政の努力規定という形でつくられています。

となると、一般的にこの工場だけでは、「守る」、「守らない」と言えない値になります。

この周辺には、他に工場もありますし、道路に車も走っていますので、「環境基準を遵守する」という表現は、厳しいものがあります。

もし書くとしたら、「排出基準」や「規制基準」ということになるのだと思います。

それから、(案件書の2 ページの) 表の書き方ですが、この書き方ですと、産業廃棄物と一般廃棄物処理施設の二つの施設ができるように見えるのですが、(実際は) 一つですよ。書き方を直した方が良くと思います。

先ほど、他の委員から高さの質問も出されたと思いますが、現況図に、計画地から1 0 0 m、2 0 0 mのラインが落とされています。これは、(本件を) 認める上で何らかの要件になっているのでしょうか。

説明員

1 0 0 m、2 0 0 mのラインにつきましては、市の取扱い指針の中で、法5 1条ただし書の許可を行うにあたっては、処理施設の敷地の境界線から1 0 0 m以内に存する土地の所有者、及び、処理施設の敷地の境界線から2 0 0 m以内に居住する者に対して、処理施設に関わる事業計画、環境保全対策について説明会を開催することとなっているため、ラインが引いてあります。

他に、敷地の境界線から2 0 0 m以内に存在する自治会等から説明の要請がなされた場合にもこれに対応することとあります。

委員

環境面から言いますと、法律上の審査はクリアされているようですが、今後指導していく上で心配なことがあります。

先ほど高さの話が出ましたが、このマンション(2 0 0 m以内にある)の高さはどれくらいですか。

説明員

3 3 m程度です。

委員

すると、(施設の) 煙突とそんなに変わらないですね。煙が(マンションに) いく可能性が十分にあるということだと思います。

説明員

環境調査の中で、北風が吹くと煙がいつてしましますが、この地区は、南西の風が多いということが分かりました。

委員

北風が吹かないということではないと思います。

説明員

煙突の高さは、住民説明の中で、「高くしてください。」という要望が出されました。

委員

それで、その高さで住民が了解されたということですか。

説明員

住民側から、煙突の高さを高くして欲しいという要望が出されまして、それにつきましては、煙突をマンションの高さより高い4 5. 1 mにするということに住民に納得し

ていただきました。

実際には、煙突の高さがマンションより高いということと、突出速度といひまして、煙突から出る速度を一定以上に確保し、近隣には落ちてこないということで、事業者を確認しております。

**委員** 住民の方は、納得されたのですよね。

**説明員** はい。それについては、特に何もありませんでした。

**委員** 要件としては、ここに書いてあることで、市は了解されることだと思いますが、県の廃棄物の環境アセスメントの関係もこれで了解ということでしょうか。

その中で、この施設は工業専用地域にありますので、工業専用地域における騒音等の値と比べて評価されていますが、200m以内に住居地域がありますから、住居地域の値と比べてどうなのか、評価されているのでしょうか。

**説明員** あくまで、工業専用地域でございますので、基準といたしましては、工業専用地域の基準で判断しております。

ただし、県の環境部局で、マンション（共同住宅）が（近くに）ありますから取扱いを十分注意するようという指導を受けております。

その中で、今回事業者が任意に協定を結んでいると聞いております。

**委員** そこで環境への影響等の評価はしていないということですか。

**説明員** そうです。それについては、しておりません。

**委員** していないけれども、住民の方と協定を結んで、了解をとったということですね。分かりました。

**議長** 先ほど、（案件書）2ページの表記についてご意見がありましたけれども、事務局はどうお考えですか。

**説明員** 訂正いたします。

**議長** 他に意見はございませんでしょうか。

**委員** 医療系の感染性廃棄物についてお伺いしたいのですが、現在、県内で7か所、市内で3か所（処理施設が）あると聞いており、これが許可されれば4か所目になるかと思えます。

医療系廃棄物の取扱いについて、もう少し詳しくお聞かせください。

**説明員** 医療系感染性一般廃棄物につきましては、医療関係機関等から排出されました血液等の付着した包帯、脱脂綿やガーゼ、紙くずなど感染性病原体を含む、または付着している恐れがあるものを、一般廃棄物として受け取ることとなります。

感染性の産業廃棄物につきましては、医療関係機関等から排出される産業廃棄物のうち、感染性の病原体を含む、または付着している恐れのあるもので、汚泥（凝固した血液など）、廃油（アルコールなど）、廃酸（レントゲン定着液など）、廃アルカリ（凝固していない血液など）、廃プラ（合成樹脂の器具など）、ゴム（ディスポ手袋など）、金属（注射針など）、ガラス（アンプルなど）等を処理品目として扱っています。

これらの搬入のされ方ですが、密閉された専用容器（ふたが開かない、強度がある）で搬入されます。この容器は、二重のプラスチック構造になっています。

**委員** 感染性廃棄物ということで、住宅地に近いこともあり、従業員の安全面も含め心配しています。

例えば、ウィルスの院内感染だとか色々なことがあり、よほど慎重に取り扱っていか

なければいけないと聞いているのですが、どういう医療機関のどういう類の物を持ってくるのかということも含めて、全国的に安全性に対するトラブル等の事例はないでしょうか。

例えば、800℃以上で焼却すると聞いていますが、燃え残りがあることもあると聞いておりますし、そういった事例を把握しているかお聞きしたいです。

説明員

トラブルの事例については、調べておりませんので、この場ではお答えできませんが、基本的に、専用容器で医療機関から密閉したまま、炉に投入しますので、従業員である作業員が、直接注射針等に触れるということはありません。

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルというものが、環境省から出ています。また、感染症法に基づく消毒、滅菌の手引きというものが、厚生労働省から出ておりますけど、こういったものを通して、排出事業者と連絡を取り、情報を入手し、適切な処理を行っていくと事業者からは聞いております。

作業員の安全対策につきましては、作業にあわせたマスク、眼鏡、手袋の着用を義務づけるなど、今後マニュアル化をしていながら作業をしていくと聞いております。

説明員

事業者から話を聞いた中では、ランダムにどこからでも（廃棄物を）もらってくるわけではなく、焼却する事業者としても、きちんとした契約をして、きちんとした所からきちんとしたものを受け取ると伺っております。

委員

感染性廃棄物を扱っているのは、県内でも市原市が半分くらいを占める（現在、7か所あるうち3か所）ということで、慎重にしていかなければいけないと思います。

全国的に、どういったトラブル事例があるのかどうか、後で構いませんので事例を資料として頂ければと思います。かつ、気をつけていただきたいということです。

また、VOCの調査については、健康被害が出てからでは遅すぎますので、定期的な検査に盛り込んでいただきたいと要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

説明員

この場では断言できませんが、基本的には先ほど申し上げたとおり、破碎、圧縮（を行う施設）ではありませんので、私共は、野田市のような物件ではないと判断しております。事業者に再度確認した上で、検討させていただきたいと思います。

委員

慎重に、住民の安全を第一に、強く要望いたします。

議長

他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

他にご意見がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

第1号議案「建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設「太陽建設株式会社」の敷地の位置について」承認する委員の挙手を願います。

（挙手全員）

全員賛成と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり承認することと決しました。

議長

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

（傍聴人退室）

ご協力ありがとうございました。